

中国子会社の再編・撤退（1） - 総論 -



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE

1 中国を取り巻く環境の変化

一昔前までの中国は、世界の工場として、世界中の生産性企業がその安価な労働力を求めて進出していたが、中国の経済成長に伴い労働コストが増加した結果、中国国内のより安価な地域や東南アジア等の第三国に生産拠点を移したり、中国国内の事業を整理・統合したりするなどの動きが出てきている。

近時、中国経済の先行きが不透明であることから、中国子会社の再編・撤退を考えている企業も少なからずあるのではないと思われる。そこで今回から複数回に分けて「中国子会社の再編・撤退」と題して、中国子会社の再編・撤退にはどのような方法があるのか、それぞれの方法の手続はどうすればよいのか、またどのような点に気を付ける必要があるのか等についてご紹介することとしたい。

2 選択肢は現状維持か撤退かだけではない

日本本社が中国子会社の業績を判断する場合、中国子会社の事業全体をひとくくりにして見る人が多いのではないと思われる。すなわち中国子会社が最終的に赤字であり改善の見込みがなければ撤退、黒字であるもしくは赤字幅が少なく改善の見込みがあるということであれば現状維持という判断になる傾向にあると思われる。

しかし中国子会社が複数の事業を営んでいる場合、事業ごとにその収益性は異なり、一部の事業だけが赤字であるという場合もあるだろう。そのような場合に黒字化できている事業もまとめて撤退ということになると、会社全体として見た場合にかえって損失につながるというケースもある。

そこで現状維持とも撤退とも異なる事業再編という選択肢を考慮に入れる必要が生じる。

3 事業再編に採り得る手法

既に中国に進出している日系企業の中には、中国

子会社を複数有している場合と、1社だけ有している場合の2通りがある。

まず中国子会社を複数有している場合で、それぞれの子会社のビジネスが成功しているものの管理費用を抑えたいという場合が考えられる。そのような場合、①合併や②管理性会社の活用といった方法が採られることがある。

まず①合併とは、2社以上の会社を合併して1つの会社にするをいうが、管理部門が統合されることにより管理コストが削減される他、複数の事業が1つの会社で行われることになりシナジー効果が期待できる場合があるとされている。

次に②管理性会社とは、中国に複数の中国子会社を有する場合に、中国国内の子会社を事業ごとに統括して管理する会社をいう。管理性会社により、管理コストを削減できる他、中国事業を一体として俯瞰することができ、より効率的に運営できるというメリットがあるとされている。

他方中国子会社を1社しか有しないが、その中国子会社が複数の事業を営んでおり一部の事業のみが赤字であるような場合、優良事業と不良事業とに分ける方法がある。具体的には①会社分割、②事業譲渡といった方法が採られる。

まず①会社分割とは、1つの会社を複数の会社に分割することをいう。これにより事業ごとに切り分けることが可能となる。中国法上の会社分割には存続分割と解散分割の2つがある。すなわち1つの会社が2つ以上の会社に分割され、元の会社も継続して存続する存続分割と、1つの会社が2つ以上の会社に分割され、元の会社が解散し2つ以上の新しい会社が設立される解散分割である。日本法における吸収分割のような制度はない。

次に②事業譲渡とは、事業全体（資産、契約、労働者、債権債務等）を一括して譲渡することをいう。中国には日本法上の事業譲渡のような概念が存在し

ない。しかし事業に関連する資産を譲渡し、労働者を移籍させ、契約関係を巻きなおすことにより、事業譲渡を同じ効果を生じさせることが可能である。

複数の中国子会社を有する場合であっても、その一部の中国子会社についてこれらの方法を採用ことはもちろん可能である。

4 完全撤退の場合に採り得る手法

完全に中国から撤退する方法には、①持分譲渡、②解散・清算及び③破産という3つの方法がある。

まず①持分譲渡とは、日本本社が有する中国子会社の持分を他者に譲渡する方法である。手続的に最も簡便であり時間も要しない点でメリットがある反面、持分の譲受人を探さなければならないというデメリットがある。

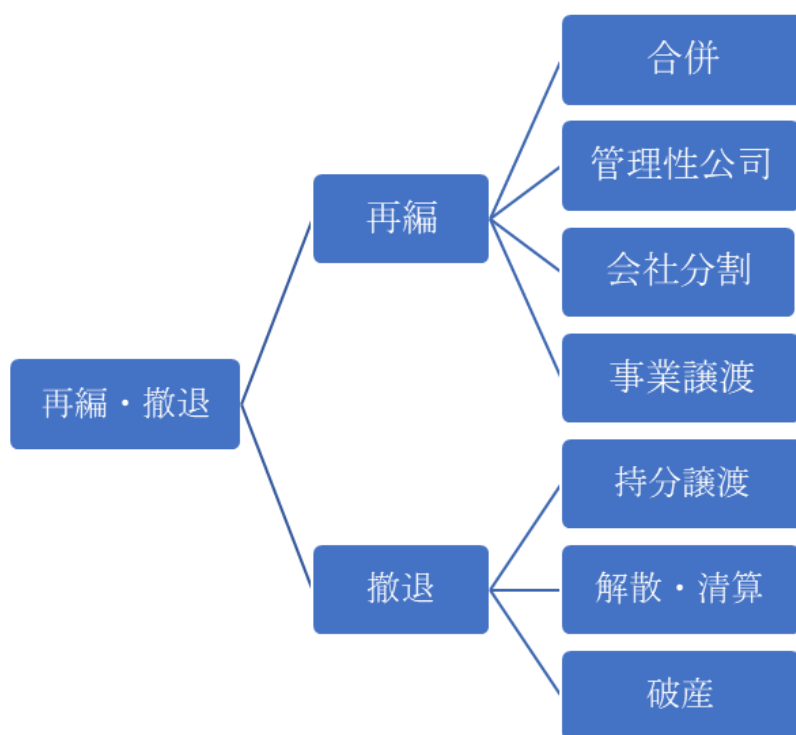
次に②解散・清算とは、中国子会社の解散を決議した上で、手続に従って清算を行うことにより、最終的に親会社が残余財産の分配を受ける方法である。この方法は資産の方が負債よりも多い場合でなければ採ることができない。貸借対照表上は資産の方が

負債よりも多い場合でも、清算する場合には、労働者への経済補償金の支払いや、資産の価値が実際には簿価ほどないという場合もあり、予め清算手続が最後まで遂行できるかどうか確認しておくことが重要となる。

最後に③破産とは、裁判所に中国子会社の破産を申し立て、裁判所から選任された管財人が破産会社の資産を換価して債権者に対して公平に弁済することにより、最終的には中国子会社の法人格を抹消する方法である。以前は外商投資企業が破産することは認められにくかったが、最近では破産事例も増えてきている。もっとも中国子会社が破産したというレピュテーションリスクは払拭できない。

5 最後に

以上の方法をまとめると以下の表のとおりとなる。今後のシリーズにおいて、それぞれの方法の具体的な手続や気を付けるべき点についてご説明することとしたい。



具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。